



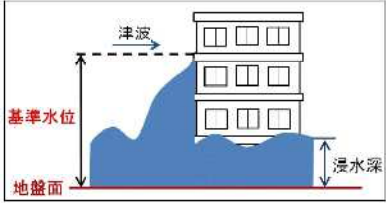
この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)

【留意事項】

- 【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号(以下「津波法」という))第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(津波法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項説明の対象となります。

- 【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。

(下図参照)

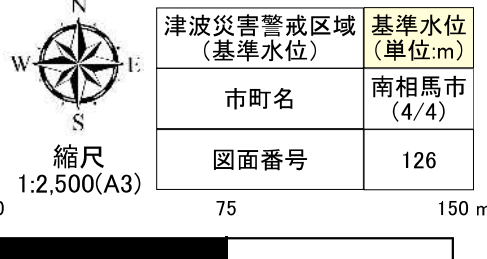


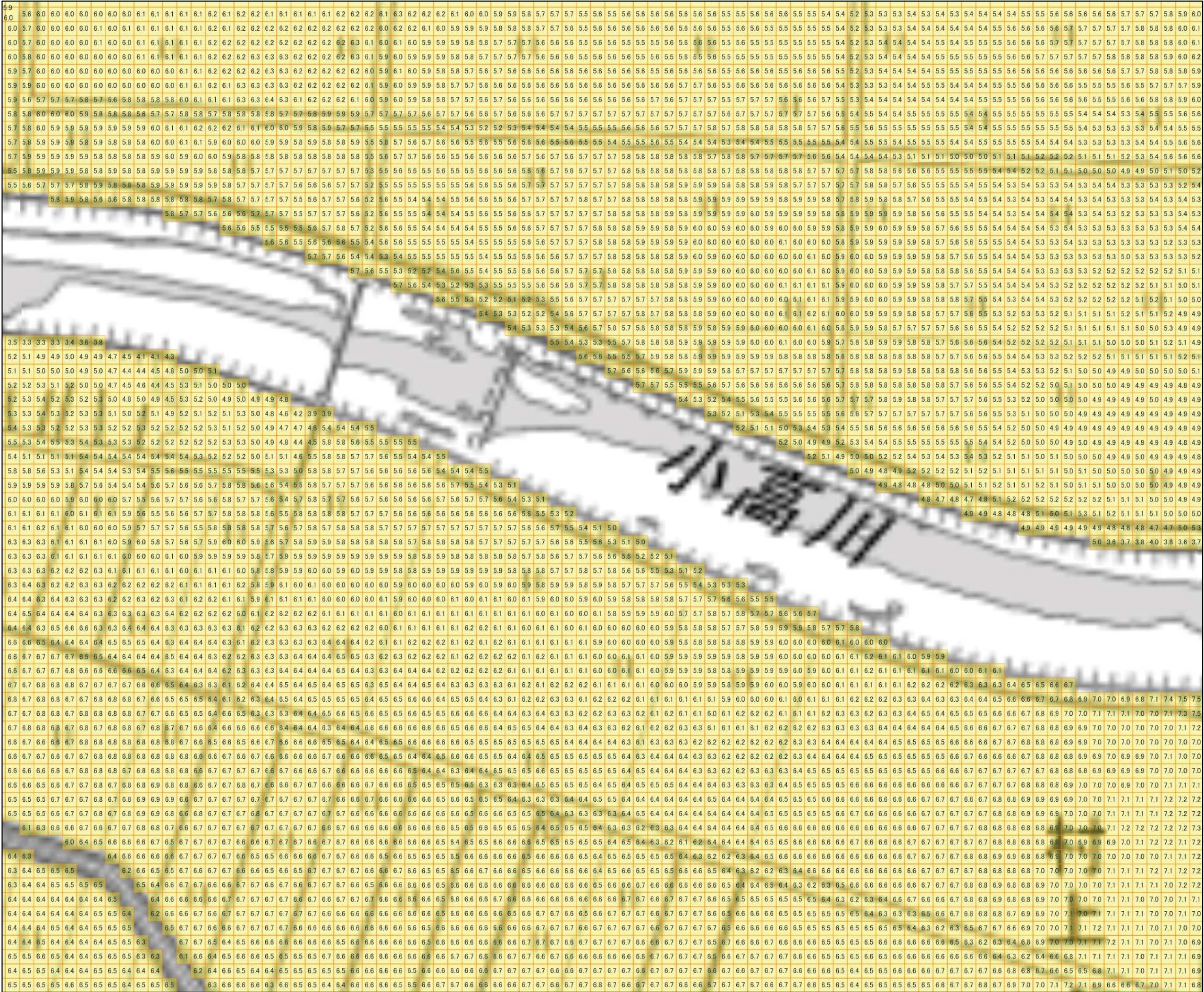
- 【メッシュ(網目)】
○10m四方のメッシュ(網目)ごとに基準水位を表示しています。
○周囲と比較してわずかに標高が高いこと等により、シミュレーションの結果、黄色メッシュの中に無色メッシュ(基準水位なし)がいくつか点在する場合があります。

- 【地形(標高)データ】
○基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は令和4年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形(令和2年度末時点)であるため、その後の開発等に伴う盛土や掘削、個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
○この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)
道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

- 【安全な避難のために】
○津波から避難する際は、現地の状況を踏まえ、黄色メッシュに囲まれた地域の外側の高台や基準水位よりも十分に高い場所へ避難してください。





この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)

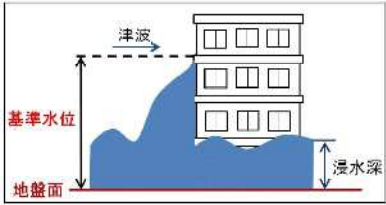
【留意事項】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号(以下「津波法」という))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(津波法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
- 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項説明の対象となります。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。

(下図参照)



【メッシュ(網目)】

- 10m四方のメッシュ(網目)ごとに基準水位を表示しています。
- 周囲と比較してわずかに標高が高いこと等により、シミュレーションの結果、黄色メッシュの中に無色メッシュ(基準水位なし)がいくつか点在する場合があります。

【地形(標高)データ】

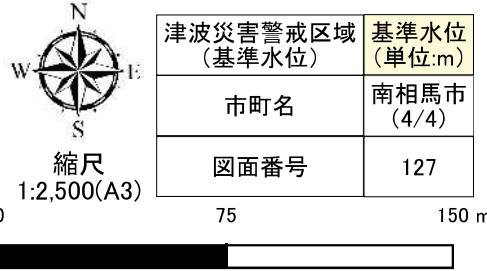
- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は令和4年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形(令和2年度末時点)であるため、その後の開発等に伴う盛土や掘削、個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【安全な避難のために】

- 津波から避難する際は、現地の状況を踏まえ、黄色メッシュに囲まれた地域の外側の高台や基準水位よりも十分に高い場所へ避難してください。





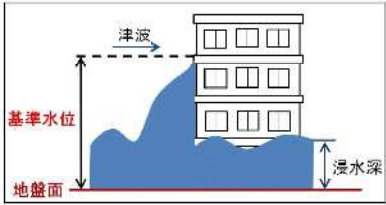
【留意事項】

- 津波災害警戒区域は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号(以下「津波法」という))第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(津波法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
- 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項説明の対象となります。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。

(下図参照)



【メッシュ(網目)】

- 10m四方のメッシュ(網目)ごとに基準水位を表示しています。
- 周囲と比較してわずかに標高が高いこと等により、シミュレーションの結果、黄色メッシュの中に無色メッシュ(基準水位なし)がいくつか点在する場合があります。

【地形(標高)データ】

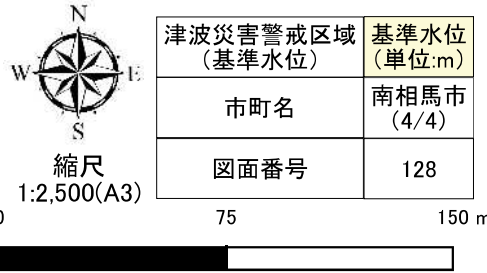
- 基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は令和4年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形(令和2年度末時点)であるため、その後の開発等に伴う盛土や掘削、個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

【安全な避難のために】

- 津波から避難する際は、現地の状況を踏まえ、黄色メッシュに囲まれた地域の外側の高台や基準水位よりも十分に高い場所へ避難してください。



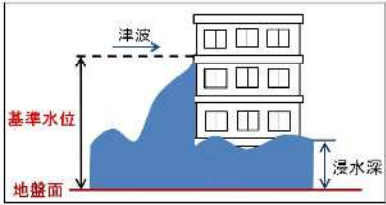


【留意事項】

- 【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号(以下「津波法」という))第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(津波法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項説明の対象となります。

- 【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。

(下図参照)



- 【メッシュ(網目)】
○10m四方のメッシュ(網目)ごとに基準水位を表示しています。
○周囲と比較してわずかに標高が高いこと等により、シミュレーションの結果、黄色メッシュの中に無色メッシュ(基準水位なし)がいくつか点在する場合があります。

- 【地形(標高)データ】
○基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は令和4年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形(令和2年度末時点)であるため、その後の開発等に伴う盛土や掘削、個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
○この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

- 【安全な避難のために】
○津波から避難する際は、現地の状況を踏まえ、黄色メッシュに囲まれた地域の外側の高台や基準水位よりも十分に高い場所へ避難してください。

	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位:m)
	市町名	南相馬市 (4/4)
	図面番号	129



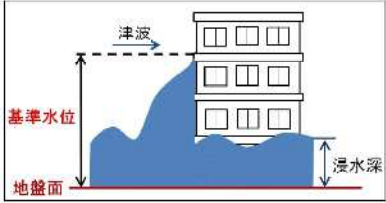
この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)

【留意事項】

- 【津波災害警戒区域】
○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号(以下「津波法」という))第53条第1項に基づく区域です。
○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(津波法第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
○宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物取引する場合、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第35条に基づく重要事項説明の対象となります。

- 【基準水位】
○「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。

(下図参照)



- 【メッシュ(網目)】
○10m四方のメッシュ(網目)ごとに基準水位を表示しています。
○周囲と比較してわずかに標高が高いこと等により、シミュレーションの結果、黄色メッシュの中に無色メッシュ(基準水位なし)がいくつか点在する場合があります。

- 【地形(標高)データ】
○基準水位の算出に用いた「地形(標高)データ」は令和4年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形(令和2年度末時点)であるため、その後の開発等に伴う盛土や掘削、個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

- 【背景地図】
○この地図の作成にあたっては、国土地理院発行の電子地形図25000を使用しました。(測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 109)
道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

- 【安全な避難のために】
○津波から避難する際は、現地の状況を踏まえ、黄色メッシュに囲まれた地域の外側の高台や基準水位よりも十分に高い場所へ避難してください。

